

2008年2月7日

意見陳述

原告団 団長

原告団を代表して、原告団が何故この訴訟を提起したのか、194名の原告が何をこの裁判で求めているのかを述べさせていただきます。

原告のAさんの監視ファイルには、彼女の私生活が、“乗務員(「SU」)と再婚”や、“子供の前倒し”といった心ない表現で書かれていました。また、“サービス訓練(「ブラッシュアップ」)で挑戦的な発言”とも書かれており、日常的な行動や発言も監視されていたことがわかりました。

Aさんは、訴えます。「上司がこの監視ファイルが明らかになった以降も、私の言動について聞きだそうとしていると、同僚から聞かされました。まさに、日常的な監視がいまだに続けられているのです。絶対に許すことはできません。」

原告のBさんの監視ファイルには、「仕事をしない」「後輩に悪影響」などと書かれており、彼女と一緒にフライトしていたグループ長から日頃言われていた評価と、まったく違う言葉が並んでいました。また、このファイルには、英語の検定資格やアナウンスの資格そして機内販売やJALカードの獲得状況など管理職しか知り得ない情報も記載されていました。

Bさんは、訴えます。「ファイルへの会社の関与は明らかです。信頼していた上司が知らないところで情報を収集し、ファイル作成を手助けしていたかと思うと、驚きと悔しさでいっぱいです。会社に対し大きな不信感を抱きました。」

原告のCさんの監視ファイルの備考欄には、「旦那インド人、最悪」と書かれていました。彼女の夫は、JALとは一切関係がなく、この備考を書いたと思われる被告の一人とは面識がないにもかかわらず。

Cさんは、訴えます。「もし、私の夫がインド人だから最悪と主観的に決めつけているのであれば、これは明らかに人種差別です。このような人種差別をする被告を、会社は事件発覚後管理職へと昇格させています。これでは、JALという会社が、人種差別を良しとしているとしか思えません。」

また、Cさんの監視ファイルには、「35期ターゲット」という欄に「要情報」と書かれていました。

Cさんは、訴えます。「この期に一度だけ、昇格できないことに悩み、上司であった被告一人に相談したことがあります。これは、昇格に悩む私を原告組合(当時は客

乗組合) から脱退させるターゲットであると記載したと、私はすぐに理解しました。信頼し、真剣に悩みを打ち明けた事が、組合からの脱退工作に利用されたと言うことになります。これが JAL の悪の根源、分裂労務政策のもたらす現場の実態です。」

これら原告3名をはじめ、原告は、会社と被告 JALFIO が一体となって作成した「客室乗務員監視ファイル」により、心に深い傷を負いました。そして、会社や上司に対して、そして、一緒に働く仲間に対しても疑心暗鬼にならざるを得ない状態です。

しかし、会社はこの問題を単なる「情報流出事件」として、関与した個人への処分のみで幕引きを図りました。被告 JALFIO は、「不適切で軽率な行為だった」としながらも、会社と同じく人権侵害には全く触れず事態を収束しようとした。

私たち原告団は、「JAL 客室乗務員監視ファイル」事件は、憲法に反する人権侵害事件であり、ファイルの作成は、会社、特に客室本部と被告 JALFIO 客室本部が一体となって組織的に行ってきたものであると考えています。

私たち原告団は、この裁判で損害賠償を請求してはいますが、真に求めるものは人権侵害の実態と責任を明らかにし、二度とこのようなことが起きないように、内外に真相を明らかにすることです。人権侵害や違法行為をうやむやにする会社に、旅客の命を預かる資格はありません。また、保安要員としての役割を担っている客室乗務員一人ひとりが本音でモノが言える職場にならなければ、安全な航空会社とはいえず、お客様に選ばれる航空会社とはなりえません。安全で明るい職場にするためにも、裁判所の公平で公正な判断を一日も早く出していただければ幸いです。